

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

12月20日発行

Vol.626

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

12/3



南相馬市HP

「みなみそうまとピックス」から

## 第36回野馬追の里健康マラソン大会

12月3日、雲雀ヶ原陸上競技場をメイン会場として、第36回野馬追の里健康マラソン大会・第18回ウォーキング大会が開催されました。



2ページをご覧ください。

### 目次

#### ●「みなみそうまとピックス」から

・第36回野馬追の里健康マラソン大会

2

#### ●被災自治体News

南相馬市	3
浪江町	6
双葉町	13

#### ●福島県復興公営住宅入居支援センター

・令和5年度第5回  
入居者募集の募集結果 ----- 14

#### ●東京電力ホールディングス

・年末年始のコールセンターの  
受付時間について ----- 17



### クマ出没特別警報発表中



あなたと家族の命を守る行動の実践をお願いします



12/3



# 第36回 野馬追の里健康マラソン大会

12月3日、雲雀ヶ原陸上競技場をメイン会場として、第36回野馬追の里健康マラソン大会・第18回ウォーキング大会が開催されました。

今回の大会にはハーフ、10km、5km、3kmなどのマラソン部門とウォーキング部門で県内外から約2700の方が参加しました。

当日は、天候にもめぐまれ、参加者は、沿道からの声援を受けながら、ゴールを目指しました。また、4年ぶりに恒例のとん汁ふるまいも復活しました。





## 南相馬市からのお知らせ

### 低所得世帯重点支援給付金

12月14日HP更新

市では、国の物価高騰対策に基づき、令和5年度の住民税非課税世帯に対して低所得世帯重点支援給付金7万円を支給します。

#### 対象者

住民税非課税世帯(次の全てを満たす世帯)

- (1) 令和5年12月1日時点において南相馬市に住民登録がある世帯
- (2) 世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

ただし、以下に該当する世帯を除きます。

- 世帯全員が住民税課税者である親族等に扶養されている世帯
- 租税条約に基づき、課税を免除された世帯
- 既に他市町村で7万円の給付金を受けた世帯

#### 給付額

一世帯当たり 一律7万円

#### 給付方法

- 令和5年6月以降の3万円給付を受給した世帯で、世帯主氏名と口座名義が同一で、世帯員に変更がない世帯の場合、12月27日に振り込みます。(振込通知書を送付します。)
- 上記以外の世帯(世帯主氏名と口座名義が一致しないなど)の場合、申請書を12月下旬に発送しますので、期限までに社会福祉課へ提出してください。
- 対象世帯と思われるが、振込通知書や申請書が届かない場合はコールセンターへご連絡ください。

また、令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯には申請書は届きません。該当すると思われる方は申請書をお送りしますのでコールセンターへご連絡ください。その際には、転入した方の令和5年度非課税証明書(発行については令和5年1月1日に住民登録があった市町村)を添付し、申請してください。

**注意** 住民税の申告をしていない方がいる世帯には申請書は届きません。  
税務課市民税係で住民税の申告のうえ、社会福祉課へ申請してください。

次ページへ続きます 

## 申請期限

令和6年2月29日(木) ※当日消印有効

## 申請書配布および申請場所

- 健康福祉部社会福祉課社会福祉係(南相馬市役所東庁舎1階②番窓口)
- 小高区市民総合サービス課(小高区役所1階)
- 鹿島区市民総合サービス課(鹿島区役所1階)

## 支給スケジュール

市が申請書を受理した日から2～3週間後を目安に口座に振り込みます。  
支給決定後に振込日を通知します。

**注意** 書類に不備があった場合は、これよりも遅れることがあります。

## 注意事項

- 原則、世帯主の口座に振り込みます。
- 配偶者などから暴力を理由に避難している方で、令和5年12月1日時点で現在住んでいる市区町村に住民票を移すことができない場合、所定の手続きをすることで、給付金を受け取ることができる場合があります。詳しくは、問い合わせください。
- 本件を装った「特殊詐欺」や「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。市では、市民の方にATMの操作をお願いすることや支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話があった場合には市の窓口または警察署にご連絡ください
- 当該給付金は、差押禁止および非課税となります。

### 【問い合わせ先】

低所得世帯重点支援給付金コールセンター

TEL 090-2600-0071 または 090-2600-0077

(平日午前8時30分～午後5時15分)

問い合わせ

健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係

TEL 0244-24-5321



## 避難指示区域別居住状況(11月30日現在)

12月15日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、11月30日現在で4,374人となり、同区域内の住民登録人口(6,972人)に占める居住率は62.7パーセントになりました。

## ▶ 旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移(11月30日現在)

[https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkousui\\_051130.pdf](https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkousui_051130.pdf)



## ▶ 避難指示区域別の世帯数と人口(11月30日現在)

[https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkou\\_051130.pdf](https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkou_051130.pdf)



問い合わせ

復興企画部 被災者支援課

TEL 0244-24-5223

## 市公式ホームページの改修作業について

12月18日HP更新

市では、公式ホームページの改修作業を行います。

一時的に改修作業前の情報が表示されるなどの事象が発生する可能性があります。情報は順次更新されますので、作業終了までお待ちください。ご理解の程よろしくお願いいたします。

## 改修日

12月25日(月)

問い合わせ

総務部 秘書課 広報広聴係

TEL 0244-24-5216



## 浪江町からのお知らせ

## 【第五次追補】お亡くなりになられた方の賠償金もご請求できます

12月15日HP更新

お亡くなりになられた方の賠償金は、相続の手続きによりご請求できます。

請求を希望される方は、以下に記載されている東京電力のコールセンターや相談窓口へご連絡いただき、請求書の発送を依頼してください。

## &lt;コールセンター&gt;

- 中間指針第五次追補決定に係る精神的損害等の賠償について

☎ 0120-926-470

【受付時間】 午前9時から午後7時(月から金曜日(休祝日を除く))

午前9時から午後5時(土・日曜日、休祝日)

## &lt;東京電力の相談窓口&gt;

- ▶ 福島県内相談窓口のご案内[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19738.pdf>



## 請求方法

## ① 相続人代表者による請求

相続人代表者が一括して賠償金を請求する方法です。

## ② 法定相続割合による請求

相続人全員の同意が困難な場合、「法定相続割合」に応じた賠償金を請求する方法です。

## 必要な書類

東京電力へご連絡いただき、お亡くなりになられた方の請求関係書類が届きましたら、以下の書類を請求書とともに東京電力へご提出ください。

## ① 相続人代表者による請求

<請求に必要な相続関係書類>

	提出書類 ※コピー不可	内容
1	戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お亡くなりになられた方の出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本</li> <li>→過去の賠償請求により東京電力へ提出している場合は不要です。</li> </ul>

次ページへ続きます

提出書類 ※コピー不可	内容
2 戸籍謄本または戸籍抄本	・相続人全員の現在の戸籍謄本または戸籍抄本 →お亡くなりになられた方の戸籍から除籍されていない場合は不要です。
3 印鑑登録証明書	・相続人全員の印鑑登録証明書 →4.同意書に押印した印鑑の証明書です。
4 同意書	・相続人全員の署名(自署)と実印の押印がなされた同意書 →東京電力から届く請求関係書類に提出用の様式がありますのでご利用ください。 東京電力様式:「相続委任書」

- ※ 1,2の戸籍謄本または戸籍抄本は、「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を提出される場合には不要です。
- ※ 提出書類は交付日が3カ月以内のものを提出してください。
- ※ 「遺産分割協議書」による相続の手続きの場合、東京電力から詳細の確認があります。

## ② 法定相続割合による請求

<請求に必要な相続関係書類>

提出書類 ※コピー不可	内容
1 戸籍謄本	・お亡くなりになられた方の出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本 →過去の賠償請求により東京電力へ提出している場合は不要です。
2 戸籍謄本または戸籍抄本	・ <b>同意いただける</b> 相続人全員の確定に必要な戸籍謄本または戸籍抄本 →お亡くなりになられた方の戸籍から除籍されていない場合は不要です。
3 印鑑登録証明書	・ <b>同意いただける</b> 相続人全員の印鑑登録証明書 →4.同意書に押印した印鑑の証明書です。
4 同意書	・ <b>同意いただける</b> 相続人全員の署名(自署)と実印の押印がなされた同意書 →東京電力から届く請求関係書類に提出用の様式がありますのでご利用ください。 東京電力様式:「相続委任書」
5 <b>確認書</b>	・法定相続割合に応じた賠償金請求についての確認書 <b>※東京電力から相続人代表者へ送付されます。</b>

- ※ 提出書類は交付日が3カ月以内のものを提出してください。

次ページへ続きます 

## 参考

## ▶ 相続を含む請求のご案内 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19767.pdf>



## ▶ ご請求を行うために必要な相続関係書類について [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19768.pdf>



## ▶ ご相続人さま全員からの同意をいただくことが困難な場合について [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19769.pdf>



問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260

## 産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減措置について

12月15日HP更新

令和6年1月から、子育て世代の負担軽減および次世代育成支援等の観点から、国民健康保険に加入する出産(予定)者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の一部を減額する制度が始まります。

## 対象者

次の要件すべてを満たす方が対象となります。

1. 浪江町国民健康保険に加入している方で、出産した方または出産予定の方(以下「出産被保険者」という。)
2. 出産(予定)月が令和5年11月以降の方

※ 当制度における「出産」とは、**妊娠85日以上**の分娩をいい、死産・流産・早産・人工妊娠中絶の場合も対象となります。

次ページへ続きます 



## 減額となる保険税額

年間保険税額から、出産被保険者に係る保険税のうち、以下に示す減額対象期間分の**所得割額**と**均等割額**を減額します。

- 注意** 1. 保険税の軽減により、払い過ぎが生じた場合は、還付させていただきます。  
2. 保険税軽減後も限度額を超えている場合、保険税額は変更されません。

## 対象期間

- 単胎妊娠の場合：出産(予定)月の前月から、出産(予定)月の翌々月までの4カ月間
- 多胎妊娠の場合：出産(予定)月の3カ月前から、出産(予定)月の翌々月までの6カ月間



- 注意** 当制度は令和6年1月から施行されることから、令和5年度国民健康保険税においては、減額対象期間のうち令和6年1月以降の月分のみが減額対象となります。

## ■減額対象期間が年度を跨ぐ場合の適用方法

国民健康保険税は、年度単位で税額が計算され、皆さまに納めていただいております。

以下の例のように当制度の減額対象期間が年度を跨いでいる場合には、各年度に属する対象月数分をそれぞれの国民健康保険税から減額いたします。

**【例】** 令和6年4月10日出産した方の減額適用例

- ・令和5年度国民健康保険税から減額(単胎:1カ月分 多胎:3カ月分)
- ・令和6年度国民健康保険税から減額(単胎:3カ月分 多胎:3カ月分)

	令和5年度				令和6年度			
	12月	1月	2月	3月	4月 出産月	5月	6月	7月
単胎妊娠				●	●	●	●	
多胎妊娠		●	●	●	●	●	●	

次ページへ続きます

## 届出について

原則、世帯主等からの届出が必要となりますが、町で出産の事実を確認できた場合(浪江町国民健康保険から出産育児一時金が支給される方など)は、届出がない場合でも、軽減を適用する場合があります。


## 【届出先】

〒979-1592 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2  
浪江町役場 住民課 課税係  
(津島支所および各出張所でも受付可能です。)

## 届出可能な期間

出産予定日の6カ月前から届出いただけます。  
また、出産後に届出いただくことも可能です。

## 必要書類

	必要書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書 [PDF] <a href="https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19754.pdf">https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19754.pdf</a></li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>届出者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)</li> <li>世帯主、出産被保険者のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカードなど)</li> </ul>
出産予定の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳(表紙、出産予定日が確認できるページ) ※多胎妊娠の場合は、人数分の母子健康手帳が必要になります。</li> </ul>
出産した方	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳(表紙、出生届出済証明欄、出産の状態が確認できるページ) ※多胎妊娠の場合は、人数分の母子健康手帳が必要になります。 ※出産した方とお子さまの住民票が別世帯の場合は、戸籍謄本が必要になります。</li> </ul>
死産・流産した方	<ul style="list-style-type: none"> <li>「死胎埋火葬許可証」や医療機関が発行した「死産証書」等 (「妊娠した方」および「死産のあった日」が確認できる書類)</li> </ul>

※ その他、場合によっては追加で書類の提出をお願いする場合があります。

次ページへ続きます 

## よくあるご質問

**Q1** 届出をしないと、軽減は受けられませんか？

**A1** 出産した方とお子様大浪江町に住み票があり同一世帯の場合、または、浪江町国民健康保険から出産育児一時金の支給を受ける方は、町で出産の事実を確認することができるため、届出がない場合でも、軽減を適用します。それ以外の方は届出が必要になりますので届出をお願いします。

**Q2** 減額の対象となるのは、いつ出産した人ですか？

**A2** 令和5年11月1日以降に出産された（出産予定の）方が対象です。

**Q3** 保険税を前納していますが、減額が適用となった場合、既に納めた保険税は戻ってきますか？

**A3** 保険税を前納されている場合、減額となった保険税額は後日還付（返金）されます。

**Q4** 令和6年7月10日に出産予定です。いつから届出できますか？

**A4** 出産予定日の6か月前から届出できます。  
令和6年7月10日が出産予定日の場合は、令和6年1月10日から届出ができます。

**Q5** 出産前に届出しました。出産予定月と実際に出産した月が違った場合、再度届出が必要ですか？

**A5** 出産予定月と実際の出産月が違った場合でも、再度の届出は不要です。

**Q6** 産前産後期間が年度を跨ぐ場合、年度ごとに届出が必要ですか？

**A6** 産前産後期間が年度を跨ぐ場合においても、届出は1回のみとなりますので、年度ごとの届出は不要です。

**Q7** 産前産後期間中に転入または転出した場合の保険税はどうなりますか？

**A7** 転入前後の市区町村で通算して、産前産後期間相当分の軽減が受けられます。

【例】 A市で令和6年5月15日出産予定（単体妊娠）で届出を行い、  
令和6年4月から軽減を受けていた方が令和6年7月1日に浪江町に転入した場合



令和6年4月から6月までの3か月分は、転入前市区町村で保険税が軽減され、令和6年7月の1か月分が浪江町で軽減されます。

▶ 産後期間に係る国民健康保険税の軽減制度リーフレット [PDF]  
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19761.pdf>



問い合わせ

住民課 課税係

TEL 0240-34-0224

## 「請戸もの」ロゴデザインの募集について

12月18日HP更新

福島県沖の海産物は常磐ものとして知られていますが、なかでも請戸漁港で水揚げされる「請戸もの」は昔から高い評価を受けています。

東日本大震災による津波で甚大な被害を受けた請戸漁港では、令和2年4月、9年ぶりに競りが再開されました。震災前には100隻ほど所属していたが、現在では30隻ほどにまで減少しています。

船の数は減ったものの、若手や女性の漁師の割合は増え、多様性が特徴の港でもあります。

古くから品質の良さで評価を得ていた「請戸の魚」を、今後さらに発信するために、ロゴデザインの募集を行います。

請戸ものの「魅力」、「美味しさ」、「強み」を国内外の皆さんに広く親しみやすく知ってもらうロゴデザインの応募をお待ちしております。

## 募集期限

令和6年1月31日(水) 当日消印有効

## 審査会

令和6年2月上旬、主催者が設置する選定委員会において採用作品を決定

## 受賞者への連絡調整

令和6年2月中旬～下旬

## お披露目

令和6年3月上旬

## 募集チラシ・応募要項・作品票

## ▶ 募集チラシ [PDF]

[https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/34840\\_134614\\_misc.pdf](https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/34840_134614_misc.pdf)

## ▶ 応募要項 [PDF]

[https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/34840\\_134924\\_misc.pdf](https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/34840_134924_misc.pdf)

## ▶ 作品票 [Word]

[https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/34840\\_134925\\_misc.docx](https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/34840_134925_misc.docx)



## 【問い合わせ先】

請戸ものロゴデザイン公募事務局

((株)福島インフォメーションリサーチ & マネジメント内)

E-mail [info@f-irm.com](mailto:info@f-irm.com)





## 双葉町からのお知らせ

### 双葉町内空間線量率の測定結果について(令和5年11月測定)

12月18日HP更新

令和5年11月に測定した結果を県ホームページ上に公表しましたのでお知らせします。

町では独自に町内の空間線量率を測定しています。

町内約550地点を2月、5月、8月、11月の年4回定期的に測定しています。

町では今後とも測定を続け、ホームページ上で公表していきます。

測定結果は県ホームページで確認できます。(町名、測定月を選択してご確認ください)



<http://fukushima-radioactivity.jp/pc/>



- ©が町で測定したポイントになります。
- ㊄、㊅がモニタリングポストの測定値です。

### 確認できる項目

1. 住所、地点名
2. 測定日時
3. 空間線量率(地上1m、1cmの地点)
4. 空間線量率の推移(グラフでご確認ください)

### 今回の測定結果について

#### 1. 避難指示解除区域

- 町内の空間線量率(帰還困難区域除く)は前回(8月測定)と比較して、復興事業工事などで周囲の状況が変化している地点を除くとほぼ変化がなく推移しています。  
(平均0.38  $\mu$ Sv/h→平均0.37  $\mu$ Sv/h)
- 国の追加ひばく線量の目標値1mSvの基準となる0.23  $\mu$ Sv/hを下回る地点が増えています。

#### 2. 帰還困難区域

- 町内の帰還困難区域の空間線量率は前回測定(8月測定)と比較してわずかに減少しています。(平均1.47  $\mu$ Sv/h→平均1.43  $\mu$ Sv/h)
- 主な要因はウェザリング効果によると考えられます。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126



# 令和5年度第5回 入居者募集の募集結果

12月1日から12月11日まで入居者の募集を行った、令和5年度第5回復興公営住宅入居者募集の団地ごとの応募状況についてお知らせします。

所在地	団地名	対象者	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	第1希望応募数	第2希望応募数
福島市	北信	A	集合住宅	優先住宅(車いす)	2LDK	1		
				優先住宅	3LDK	1		
	笹谷	A	集合住宅	一般住宅	3LDK	1		
	飯坂	A	集合住宅	優先住宅	3LDK	2		
				一般住宅	2LDK	2		
	北中央	A	集合住宅	一般住宅	3LDK	1		
	北沢又(ペット可)	A	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	4	1	
	北沢又	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	3		
					3LDK	3		
				一般住宅	2LDK	1		
3LDK					5			
二本松市	根柄山(ペット可)	A B	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	6	2	1
			2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	4	1	1
	石倉	A B C	集合住宅	優先住宅	2LDK	2		
				優先住宅(車いす)	3LDK	11	1	1
				一般住宅	2LDK	3	1	
	若宮	A	集合住宅	一般住宅	2LDK	9		
					3LDK	32		1
	表(ペット可)	A B C	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
				優先住宅(車いす)	3LDK	2	2	1
	川俣町	壁沢(ペット可)	A B C	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	7	1
2戸1棟(2階建て)				一般住宅	2LDK	8		
					3LDK	11		
郡山市	柴宮	A B	集合住宅 57号棟	一般住宅	3LDK	4	2	2
			集合住宅 58・59号棟	一般住宅	2LDK	2		2
	日和田	A B	集合住宅	優先住宅	2LDK	2		
	富田	A B	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	7	4	
				一般住宅	3LDK	8	6	3
	八山田	A	集合住宅	一般住宅	2LDK	1	1	
優先住宅				2LDK	5			
			一般住宅	3LDK	4	1		

次ページへ続きます

所在地	団地名	対象者	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	第1希望 応募数	第2希望 応募数
郡山市	東原	A	集合住宅 1・2号棟	優先住宅	2LDK	4		
				一般住宅	3LDK	1		
	安積	A	集合住宅	優先住宅	3LDK	1		
				一般住宅	2LDK	1		
	守山駅西 (ペット可)	A B	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1		
				2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	8	1
三春町	平沢 (ペット可)	A B	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	4	1	1
			戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	9	1	
田村市	石崎南 (ペット可)	A	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	1		
白河市	南湖南 (ペット可)	A B	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	3		
会津 若松市	古川町	A B C	集合住宅	優先住宅	2LDK	3	1	
				一般住宅	3LDK	7	1	
	年貢町	A B C	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
				一般住宅	3LDK	15		1
	白虎 (ペット可)	A	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1		
				戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	1	1
城北 (ペット可)	A	2戸1棟(平屋)	一般住宅	1LDK	1			
南相馬市	北原	A B C	集合住宅	優先住宅	2LDK	3		
				一般住宅	3LDK	7		
				優先住宅(車いす)	3LDK	4		
				一般住宅	2LDK	16		1
	上町	A B	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
				一般住宅	3LDK	4		
				優先住宅(車いす)	3LDK	2		
				一般住宅	2LDK	3		
	南町	A B	集合住宅	一般住宅	3LDK	20	1	
				一般住宅	2LDK	6	2	
	牛越	A B C	集合住宅	一般住宅	3LDK	28	1	
				優先住宅	2LDK	1		
一般住宅				3LDK	12			
一般住宅				2LDK	5			
西町 (ペット可)	A B	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	47		1	
			一般住宅	2LDK	2	1		
広野町	下北迫 (ペット可)	A	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	4		
				一般住宅	3LDK	4		
いわき市	下神白	A B	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
				一般住宅	3LDK	1		
	家ノ前 (ペット可)	A	戸建て(2階建て)	一般住宅	2LDK	9	2	1
				一般住宅	3LDK	18	2	1

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	第1希望 応募数	第2希望 応募数
いわき市	宮沢	A B	集合住宅	一般住宅	3LDK	2		
	大原	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	2		
				一般住宅	3LDK	2	1	
	高萩 (ペット可)	A B C	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋) 戸建て(2階建て) または 2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	7	1	
				一般住宅	3LDK	13		
	四ツ倉	A B	集合住宅	一般住宅	2LDK	1	1	1
					3LDK	12	3	1
	下矢田	A	集合住宅	一般住宅	2LDK	3	2	
	中原 (ペット可)	A	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	2		
					3LDK	2		
	中原	A	集合住宅 4~7号棟	優先住宅	2LDK	2		
					3LDK	4		
	勿来酒井 (ペット可)	A	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	2	1	
	勿来酒井	A B	集合住宅 2~4号棟	優先住宅	2LDK	1	1	
				優先住宅(車いす)	3LDK	1	1	
				一般住宅	2LDK	1		1
					3LDK	4	1	
	集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	2				
	北好間 (ペット可)	A	集合住宅 1~3・5・6号棟	一般住宅	2LDK	1		1
					3LDK	2	2	
	北好間	A	集合住宅 4・7~16号棟	優先住宅(車いす)	3LDK	1		
				一般住宅	2LDK	1	1	
					3LDK	10		1
	泉本谷	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	5		
				一般住宅	3LDK	6		
					2LDK	1		1
	磐崎	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
優先住宅(車いす)				3LDK	1			
平赤井	A B C	集合住宅	一般住宅	3LDK	1	1		
			優先住宅	3LDK	4	1		
			一般住宅	2LDK	1	1	1	
					3LDK	3	1	1
					計	559	63	28

### ■抽選会

日時 12月22日(金)午前10時から

場所 福島県復興公営住宅入居支援センター  
(福島県自治会館7階)

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル ☎024-522-3320

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階



# 年末年始のコールセンターの受付時間について

原子力損害賠償に関するお問い合わせや、請求書類のご請求につきましては、下記連絡先までご連絡くださいますよう、お願いいたします。

なお、耳の不自由な方につきましては、ご家族やご支援者の方を通じてお電話いただくか、もしくは、専用ファックス(0120-722-251)まで、ご連絡くださいますようお願いいたします。

また、年末年始における福島原子力補償相談室(コールセンター)の受付時間は、通常と異なりますのでご注意願います。

ご相談者さまにおかれましては、ご不便をおかけすることになり誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

原子力損害賠償全般に関して

**0120-926-404**

受付時間 9:00～19:00(月～金(除く休祝日))  
9:00～17:00(土・日・休祝日)

土地・建物・家財に関して

**0120-926-596**

受付時間 9:00～19:00(月～金(除く休祝日))  
9:00～17:00(土・日・休祝日)

福島第一原子力発電所の処理水放出に関する損害賠償について

**0120-429-250**

受付時間 9:00～19:00(月～金(除く休祝日))  
9:00～17:00(土・日・休祝日)

中間指針第五次追補決定に係る精神的損害等の賠償について

**0120-926-470**

受付時間 9:00～19:00(月～金(除く休祝日))  
9:00～17:00(土・日・休祝日)

<年末年始のコールセンター受付時間>

2023年12月28日(木) 9:00～19:00

2023年12月29日(金) 9:00～19:00

2023年12月30日(土) 9:00～17:00

2023年12月31日(日) ～お休み～

2024年 1月 1日(月) ～お休み～

2024年 1月 2日(火) ～お休み～

2024年 1月 3日(水) ～お休み～

2024年 1月 4日(木) 9:00～19:00

耳が不自由な方へのFAXによる  
お問い合わせ受付番号

**0120-722-251**

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >  
福島原子力補償相談室(コールセンター)

 0120-926-404

午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))

午前9時～午後5時(土・日・休祝日)



みなみそうまチャンネル

南相馬市

電話でのお問合せ  
TEL:0244-26-5663<http://www.minamisoma.tv/channel/>

## 今週の番組

番組内容 [12/15～12/22]

- 00分～ オープニング&今週の番組
- 02分～ 南相馬市中学生海外研修出発式
- 28分～ Out of KidZania in ふくしま相双 2023
- 36分～ サウンドテーブルテニス 体験会
- 45分～ 行政区活動紹介“小高区上耳谷行政区 -桃内サロン-”
- 55分～ 南相馬市小中学校音楽祭～南相馬市民の歌・閉会式～
- 60分～ 水道管の冬支度について～南相馬市水道課～
- 65分～ 博物館通信vol.14
- 73分～ 南相馬市いきいき80体操 ～お口の体操編～
- 81分～ 南相馬見聞録 多珂神社
- 88分～ 出会い交流イベント等補助金利用者募集のお知らせ
- 89分～ リクエストアワーのお知らせ



## 避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった  
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している  
世帯数と人数(2023.12.20現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511